

○津山圏域資源循環施設組合監査委員処務規程

(目的)

第1条 この規程は、津山圏域資源循環施設組合監査委員条例（平成23年津山圏域資源循環施設組合条例第5号）第3条の規定に基づき、津山圏域資源循環施設組合の監査委員の処務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公印)

第2条 監査委員の公印の様式、名称、書体、寸法、使用区分、管守者、印材及び個数は、別表のとおりとする。

2 公印の使用及び取扱い等については、津山圏域資源循環施設組合公印規則（平成21年津山圏域資源循環施設組合規則第4号）の規定を準用する。

(文書の取扱い)

第3条 文書の取扱いについては、津山圏域資源循環施設組合文書管理規程（平成21年津山圏域資源循環施設組合訓令第3号）の規定を準用する。

付 則

この規程は、訓令の日から施行する。

別表（第3条関係）

様式 (別掲)	名称	書体	寸法	使用区分	管守者	印材	個数
1	津山圏域資源循環施設組合監査委員之印	てん書	方ミリ 21	監査事務用	監査委員	水牛	1

別掲様式

(1)

委	設	資	津
員	組	源	山
之	合	循	圏
印	監	環	域
	査	施	

付 則（令和6年10月11日訓令第1号）

この訓令は、令達の日から施行する。